脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.52

自立生活ギリシャ（I-Living, Greece）

２０２２年６月２９日

**Written Submission on the Draft Guidelines on Deinstitutionalisation, including in Emergencies**

**分かりやすい版ガイドライン草案とガイドライン草案についての総合的意見：**

ガイドライン完全版は長く、不必要な繰り返しがあり、締約国の当局者は読んでいて疲れてしまうかもしれない（私はギリシャ当局と仕事をしたので、この点は確信がある）。私は、わかりやすい版か完全版の冒頭、あるいはその両方に、政府向けにいくつかの明確な項目を設けることを提案する。

その項目とは

1. 支援住居のシェルターもまた施設であり、廃止しなければならない。それは移行段階として使われてはならない。またその他の分離された居住や分離された仕組みに公的資金を投入してはならない。

2. 施設で働くスタッフは、脱施設者のケアや支援に関わり続けてはならない。

3. 施設を運営する者は、脱施設化の意思決定に参加することはできない。

4. 障害者の生活費の（障害に伴う）超過分は、その所得や就労の有無にかかわらず給付されるべきである。

5. いかなる場合においても、施設の新規設置は行わず、新規施設や既存施設の改築・拡張のための資金援助も行わない。

6. 保護雇用（sheltered employment）は分離につながるので推進すべきではなく、障害者は開かれた労働市場に参加する必要がある。

7. 脱施設化のプロセスでは、施設に入所しているすべての障害者について、個別化された本人中心の計画を立てるべきである。

8. 施設を退所する人は、締約国によって、救済の権利を持つ施設収容の生還者（私はこの用語が大好きです）として扱われるべきであり、生還者としてより広い社会に紹介されるべきである。

**第2部：施設収容を終了させる義務**

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| パラグラフ8に追加。たとえ障害者自身が施設での生活を好むと考えていても、それは決して選択とみなされるべきではなく、締約国は障害者が自立して生活できるよう励ましエンパワーすべきである。パラグラフ9に追加。施設への新たな入所が許可されない場合にのみ、すべての人のための代替案と支援サービスがタイムリーに開発される。パラグラフ12に追加。あらゆる形態の施設入所...家庭的なホームも  |

**第3部：脱施設化プロセスの鍵となる要素の理解と実施**

* 脱施設化プロセス
* 選択の権利と意志・選好の尊重
* 地域に根ざした支援
* 資金と資源の配分
* 利用しやすい住宅へのアクセス
* 脱施設化プロセスへの障害者を代表する団体を通じた障害者の関与

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| パラグラフ17へのコメントおよび追加。自律性などの回復だけの問題ではなく、その形成の問題、障害者のエンパワメントの問題である。ほとんどの施設入所者は、自分の生活をコントロールすることができなかったので。パラグラフ20へのコメントおよび追加。前項と同じで、コントロールを取り戻すのではなく、コントロールを得るのである。**施設入所の予防に関する章が必要**だと思う。このガイドライン案ではこの点が十分言及されていない。ギリシャのような施設状況の国では、脱施設化に関する政府のプロセスが遅々として進まず、あるいは存在しないため、残念ながらすでに施設に収容されている人たちにはほとんど希望がない。そこで入所の予防、とくに障害児の入所の予防（たとえば、早期介入サービスを通じて）を強調しなければならない。 |

**第4部：本人中心アプローチと差別化アプローチに基づく脱施設化**

* 交差性
* 障害のある女性と少女
* 障害のある子ども

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| パラグラフ37への意見。このような文書の中で、家族による支援を受ける機会について言及するのはずるい。脱施設化を最も緊急に必要としている締約国は、家族中心であり、ILの理念や法的枠組みを欠いている。家族は、障害者の脱施設化に役立たせるはずの給付金を利用し、その障害者を自分の家に「施設化」してしまう可能性がある。ILの枠組みがない家族中心のコミュニティで暮らす障害者（この障害者もまた、まったくエンパワーされていない）は、家族以外から支援を受けることを想像できないため、そのリスクを理解しないまま家族による支援を選択することになる。この段落は、障害児にのみあてはまる可能性があると定義することで残すことができる。あるいは、10年以上自立生活の枠組みを持っている国（これらの国では障害者はパーソナルアシスタンスを利用することを知っているので、国は障害者に家族員を選ぶ可能性を提供できる）と自立生活制度を持たない国とを区別することによって、この段落を残すことができる。障害のある女性と少女に関するパラグラフ40-41に追加。私たちは障害女性の雇用の重要性を強調すべきである。私たちの失業率は高いので、これは障害者雇用の文脈だけでなく、特別にとりあげなければならない問題である。その上、雇用された女性は力を得ることができ、虐待を受けるリスクも低くなる。パラグラフ46に追加。締約国の施策に早期介入を加えるべきだと思う。パラグラフ50への意見と追加。障害児について親が相談できる専門家を育成するのは不可能だと思う。このような親に対する指導は、それぞれの国によってしっかりと構築されるべきであり、特定の専門職によってのみ助言されるようにすべきだと思う。 |

**第5部：法的・政策的枠組みの整備**

* 法的環境の整備

o 法的能力の権利

o 司法にアクセスする権利

o 身体の自由と安全に対する権利

o 平等と非差別の権利

* 法的枠組みと資源

o 立法

o 施設的な場と施設で暮らす人の状況

o 地域に根ざしたサービス

o 支援システムの新しい要素の特定

o 労働力（人材）分析

- 脱施設化戦略と行動計画

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| パラグラフ61への意見。ギリシャの施設入所者のほとんどは、シェルターでの支援付き居住を希望している。（すでに述べたように、彼らはエンパワーされておらず、他の生き方を想像することができないためである）。したがってもし彼らの脱施設化の計画が彼らの意志や選好に基づくなら、彼らは決して自由にはなれない。パラグラフ63cへの意見。私は、開発するべき支援サービスや試行事業の定義や例を示すべきだと思う。残念なことに、この文書の大半はあまりにも一般的で、国家が何をすべきでないかを語り、現実的な方法での具体的な解決策を提案していない。政府は解決策を考えることができない。私たちは、脱施設化のためにどのようなステップを踏まなければならないか、すべて政府に説明しなければならない。しかし、私が理解する限り、このようにガイドラインを改訂する時間はない。 |

**第6部 包摂的な地域支援サービス、システム、ネットワーク**

* 支援システム・ネットワーク
* 支援サービス
* 個別的支援サービス
* 支援機器
* 所得支援

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| パラグラフ69への意見。家族からの支援を希望する人であっても、すべての人が他の選択肢を利用できるようにすべきである。パラグラフ72の修正。**レスパイト・サービスはない。**キャンプや自由時間の活動のためのすべての主流サービスが、誰でも利用できるようにする。パラグラフ76への意見。これは、新しいタイプの偽装施設に資金を提供する機会を与えるかもしれないので、用心すべき。パラグラフ78に追加。教育するだけでなく、権利についての権限を与え、解放すること。パラグラフ81に追加。子どもは年齢制限なしにパーソナルアシスタンスの権利を持つべきである。 |

**第7部：他の者と平等な主流サービスへのアクセス**

* 施設を出る準備
* 地域社会での自立した生活

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| パラグラフ96への意見と追加。 施設当局や職員は、施設での残りの時間を無害なものにするための訓練を受けることはできない（私たちは多くの職員と協議した）。彼らは脱施設化の障壁となるので、締約国は彼らが別の分野で働けるよう、よりよく保証すべきである。 |

**第8部．危機的状況や紛争を含む人道的緊急事態における緊急時脱施設化計画の制定**

* 救済、賠償、補償
* 分類されたデータ
* 脱施設化プロセスの監視
* 国際協力

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| パラグラフ105への意見。パンデミック時のように、緊急事態が発生した際に障害者の「安全」のために課された新しい規則や慣行の一部は、依然として残っている。ギリシャでは、施設当局にとってそのほうが都合がよいため、施設内での特別な隔離がいまだに続いている。施設内で起きたことはすべて施設内で継続している。だから、緊急事態の直後に、新しい状況を再評価しなければならない。X. 分類されたデータパラグラフ122に追加してほしい。教会の施設が存在する場合、それらは公的施設や私的施設を超えたものとみなされ、誰もそのデータにアクセスしたり、その運営を管理したりすることはできない。 |

**連絡先**

担当者 アントニア・トリカリオティ

団体名 アイリビング

連絡先Eメール：atrikalioti@yahoo.gr

（翻訳：佐藤久夫、尾上裕亮）